

再評価チェックリスト

1 事業概要

事業の名称	東京都市計画道路 補助第29号線	評価該当要件	10年間継続	1回目
実施主体	東京都(建設局)	事業所管部署	道路建設部街路課	
都市計画決定(当初)	昭和21年度	事業認可年度(当初)	平成25年度	事業期間: H25年度～R2年度
都市計画決定(最新)	昭和21年度	事業認可年度(最新)	令和元年度	事業期間: H25年度～R7年度
事業箇所	品川区豊町六丁目～同区二葉四丁目	事業規模	評価対象区間延長	550m
事業概要	<p>補助第29号線は、品川区大崎三丁目から大田区南馬込六丁目至る延長約5.0kmの都市計画道路である。このうち、本整備区間は品川区豊町六丁目から同区二葉四丁目までの延長550mの区間である。</p> <p>本事業区間(特定整備路線)の整備により、市街地の延焼を遮断するとともに、避難路や緊急車両等の通行路となるなど、地域の防災性が向上する。また、交通の円滑化が図られ、歩行者や自転車の通行の安全性、快適性が向上する。さらに、電線類の地中化や街路樹の植栽により、良好な都市景観を創出する。</p>			

2 社会経済情勢等の変化(事業の必要性等に関する視点)

社会経済情勢等の変化(認可時点から変化がある場合は変化・変更内容欄に記載)
(社会経済情勢の変化)
本路線周辺の平成27年度の現況交通量は、平成22年度と比較して、横ばいとなっている。
○現況自動車交通量(道路交通センサスによる)
【山手通り】 平成22年度: 18,464台/12h、平成27年度: 17,594台/12h
(関連する他事業等の進捗状況の変化・変更内容)
【補助第29号線(大崎)】 ・平成25年度に事業着手しており、用地取得は31%で工事は令和4年度着手予定
【補助第29号線(戸越)】 ・平成26年度に事業着手しており、用地取得は39%で工事は令和4年度着手予定
【補助第29号線(戸越公園駅周辺)】 ・平成26年度に事業着手しており、用地取得は22%で工事は着手済
【補助第29号線(西大井)】 ・平成26年度に事業着手しており、用地取得は23%で工事は着手済
【補助第29号線(西大井東馬込)】 ・平成26年度に事業着手しており、用地取得は53%で工事は着手済
【放射第2号線(西五反田)】 ・平成26年度に事業着手しており、用地取得は44%で工事は着手済
【補助第28号線(大井)】 ・平成26年度に事業着手しており、用地取得は73%で工事は着手済

3 事業の投資効果(事業の必要性等に関する視点)

定量的効果 B/C	2.8
現在価値化総便益額(B)	253.0億円
走行時間短縮便益	236.0億円
走行経費減少便益	15.8億円
交通事故減少便益	1.2億円
定性的効果	
<交通>	・交通渋滞の解消 ・物資流動円滑化への寄与 ・バスの定時性 ・迂回交通の減少
	<くらし> ①土地利用の転換・高度化 ②公共施設へのアクセス向上
<景観>	・都市景観の向上
<防災>	・緊急車両の走行 ・延焼遮断 ・災害時の避難路の確保 ・消防活動困難地域の解消
<安全>	・交通事故の減少 ・パリアフリー化 ・自転車や歩行者のための空間確保

4 事業の進捗状況(事業の必要性等に関する視点)

事業費の執行状況(R3年度末時点)			
	用地費	工事費	合計
全体事業費	9,262百万円	670百万円	9,932百万円
執行済額	3,983百万円	29百万円	4,012百万円
(執行率)	43.0%	4.3%	40.4%

用地取得状況(R3年度末時点)		
取得予定面積(A)	既取得面積(B)	用地取得率(B/A)
9,008m ²	3,580m ²	39.7%

一定期間を要した背景、地元の理解・協力の状況
・高齢者等の移転先確保の課題もあり、一部権利者の合意を得るにあたり時間を要している。

事業の進捗状況・残事業の内容		
・各権利者の移転計画等を確認し、計画的に折衝を行うことで、未取得用地の早期取得を目指していく。		
・用地取得及び関係機関との協議状況を踏まえて、順次工事を実施していく。 (排水管工事、企業者工事、電線共同溝工事、街路築造工事等)		

5 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等	
・引き続き、未取得用地の早期取得を目指し、折衝を進める。	
・引き続き、用地取得状況及び関係機関との協議状況を踏まえて、順次工事を実施していく。 (排水管工事、企業者工事、電線共同溝工事、街路築造工事等)	

6 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

コスト縮減や代替案立案等の可能性	
(事業手法など)	
・事業効果の早期発現のため、地域の状況を踏まえ、事業用地の有効活用を図っていく。	
その他、日々の事業執行におけるコスト縮減等の取組み	
・施工にあたっては、建設発生土の再利用や再生材の使用を行っていく。 ・無電柱化にあたっては、東京都無電柱化計画(R3.6改定)を踏まえ、新材料等を積極的に活用し、コスト縮減に取り組む。	

7 対応方針(原案)

総合評価	(事業の必要性等に関する視点) ・特設整備路線は、木造住宅密集地域を改善するために重要な都市計画道路である。 ・市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両等の通行路となるなど、地域の防災性が向上する。 ・交通の円滑化が図られるとともに、歩行者や自転車の通行の安全性、快適性が向上する。 ・電線類の地中化や街路樹の植栽により、良好な都市景観を創出する。
	(事業の進捗の見込みの視点) ・用地は約40%取得済であり、残る未取得用地についても早期取得を目指し、折衝を進める。 ・用地取得状況及び関係機関との協議状況を踏まえて、順次工事を実施していく。 (排水管工事、企業者工事、電線共同溝工事、街路築造工事等)
対応方針(原案)	・補助第29号線は、延焼遮断帯や避難路としての機能、周辺地域の交通渋滞緩和、快適で安全な歩行空間、良好な都市景観の創出の観点から、事業の必要性が高く、早期の効果発現を図ることが適切。 ・中止の場合は、事業効果を発現できないだけでなく、これまでの投資に見合った整備効果も得られなくなる。
	継続